

■ 『民法4 債権総論』 ウェブサポート ■

『民法4 債権総論』のうち、以下の点を修正・変更いたします。

●43 頁「2 損害賠償の範囲（損害論）」最終行

「詳しくは、第5章で説明します」とある箇所を、
「詳しくは、第6章で説明します」に改めます。

●98 頁 CASE6-10 下 本文上から6行目

「……が違約金の額より大きくても」とある箇所を、
「……が違約金の額より小さくても」に改めます。

●244 頁

・CASE13-6 内の図のうち「貸金1000万円を返してもらう債権」を「貸金1億円を返してもらう債権」に改めます。

・CASE13-6 下 本文上から4～5行目

「Aがこの権利を行使すれば、」とある箇所を、
「Aがこの権利を行使して、家屋敷を買い受けるなど一定の手順をふめば、」に改めます。

●264 頁 本文下から12行目

「(486条)」とある箇所は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号・同年9月1日施行)により改正され、「(486条1項)」となりました。

■以上、2021年11月8日公開■

●77 頁「4 債務の履行に代わる損害賠償の要件」5 行目

「……債権者が得られたであろう利益のことをいいます。」とある箇所を、
「……債権者が得られたであろう利益を^{てんぽ}填補するための損害賠償のことをいいます。」
に改めます。

●110 頁 note5 4 行目

「最判昭和 58 年 10 月 6 日民集 37 卷 8 号 1041 頁」とある箇所を、
「最判平成 13 年 11 月 22 日民集 55 卷 6 号 1033 頁」に改めます。
あわせて、巻末の判例索引のうち、上記昭和 58 年判決を削除し、平成 13 年判決を最下行に追加します。

●160 頁 note1

文末のカッコ書きにある「第 13 章」を「第 14 章」に改めます。

●160 頁 note2

文末のカッコ書き冒頭に「519 条」を加え、「第 13 章」とある箇所を「第 14 章」に改めます。「(519 条。詳しくは第 14 章をみてください)」となります。

●240 頁 CASE13-2

弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができません (474 条 3 項本文)。CASE13-2 の A は、弁済をするについて正当な利益を有する者ではありません。したがって、A は、債権者 G の意思に反して弁済をすることができません。

そこで、CASE13-2 とそれに続く本文 6 行を次のように改めます。

CASE 13-2

Gは、Sに500万円を貸し付けました。S自身にはめばしい財産がないので、Sが借金を返せないかもしれないとおそれたGは、Sの知り合いであるAが所有している土地甲に抵当権を設定してもらいました。その後、Sの借金の弁済期が来ましたが、Sは500万円を返さずにいます。Aは、Gに500万円を支払いたいと申し出ましたが、Gは、「S本人からの弁済でなければ受け取らない」といっています。Gの主張は認められるでしょうか。

CASE 13-2で、Gは、Sに500万円の貸金を返してもらう債権（貸金債権）をもっています¹。Aは、貸金債権の債権者でも債務者でもありませんから、第三者です。

Gは、Sが借金を返してくれない場合に備えて、Aが所有する土地甲に抵当権を設定してもらっています。抵当権が設定されていると、Sが債務不履行になれば、Gは土地甲を競売にかけて、その代金から自己の債権を回収することができます（これを抵当権の実行といいます。3巻参照）。そうなれば、Aは、土地甲の所有権を失ってしまいますから、それを避けようと、500万円の支払を申し出ています。それでは、Gは、この申し出を拒むことができるでしょうか。474条1項によれば、Aも弁済することができます。ですから、GはAの弁済を拒むことができず、Aの弁済によってGのSに対する貸金債権は消滅します²。

note

1 用語 このように、他人の債務のために自分が所有する財産に担保権を設定する者を物上保証人といいます（→248頁）。

2 説明 貸金債権が消滅するということは、抵当権によって担保されていた債権（被担保債権）が消滅するということですから、抵当権も消滅し（抵当権の附従性による消滅）、Aは自分が所有する土地甲から抵当権の負担を取り除くことができます（3巻参照）。

■以上、2019年12月11日公開■